

令和 2 年

第 1 回 市議会定例会

議案の説明資料

目 次

第 14 号議案	浜松市墓園基金に関する条例の廃止について	1
第 15 号議案	浜松市旧天竜地域自治区ふるさとづくり事業基金に関する条例の 廃止について	3
第 16 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	4
第 17 号議案	工事請負契約の一部変更について （（仮称）浜松市市民音楽ホール新築工事（機械設備工事））	7
第 18 号議案	工事請負契約の一部変更について （（仮称）浜松市市民音楽ホール新築工事（舞台設備工事））	8
第 19 号議案	工事請負契約の一部変更について （（仮称）浜松市市民音楽ホール新築工事（電気設備工事））	9
第 20 号議案	市有財産処分について （第三都田地区工場用地 1 区画）	10
第 21 号議案	から 第 23 号議案 まで 市道路線認定、市道路線廃止、市道路線変更について	12
第 41 号議案	浜松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の 一部改正について	13
第 42 号議案	浜松市運動広場条例の一部改正について	14
第 43 号議案	浜松市職員定数条例の一部改正について	16
第 44 号議案	浜松市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	20
第 45 号議案	浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の 一部改正について	21
第 46 号議案	浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部改正について	22
第 47 号議案	浜松市社会福祉法施行条例の一部改正について	23
第 48 号議案	浜松市重度心身障害児扶養手当に関する条例の一部改正について	24
第 49 号議案	浜松市児童福祉法施行条例の一部改正について	26
第 50 号議案	浜松市介護保険条例等の一部改正について	27
第 51 号議案	浜松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	28

第 52 号議案	浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	29
第 53 号議案	浜松市天竜休日救急診療所条例の一部改正について	30
第 54 号議案	浜松市特定動物の管理に関する条例の一部改正について	31
第 55 号議案	浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部改正について	32
第 56 号議案	浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について	33
第 57 号議案	浜松市舞阪駐車場条例の一部改正について	34
第 58 号議案	浜松市地方卸売市場業務条例の一部改正について	35
第 59 号議案	浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	36
第 60 号議案	浜松市舞阪表浜東駐車場条例の制定について	37
第 61 号議案	浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例の制定について	38
第 62 号議案	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について	39
第 63 号議案	包括外部監査契約締結について	41

(第 14 号議案の説明資料)

市民生活課

浜松市墓園基金に関する条例の廃止について

(提案理由)

浜松市墓園基金について、令和元年度事業に充当することでその活用が終了することに伴い、条例を廃止するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 3 月 3 1 日から施行するものです。

(第 15 号議案の説明資料)

市民協働・地域政策課

浜松市旧天竜地域自治区ふるさとづくり事業基金に関する条例の廃止について

(提案理由)

浜松市旧天竜地域自治区ふるさとづくり事業基金について、令和元年度事業に充当することでその活用が終了することに伴い、条例を廃止するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 3 月 3 1 日から施行するものです。

浜松市手数料条例の一部改正について

(提案理由)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省国土交通省令第 1 号）の一部改正に伴い、新たに追加された建築物のエネルギー消費性能の簡易な評価方法に係る手数料を定めるとともに、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）の一部改正に伴い、新たに追加された圧縮水素自動車燃料装置用容器の検査に係る手数料を定めるものです。

(改正内容)

- 1 別表土木・建築の区分中、建築物エネルギー消費性能基準を評価する各種認定申請手数料において、簡易な評価方法による申請があった場合、各評価方法に応じた手数料を算出するよう改めるものです。なお、手数料は現条例で定める他の評価方法の金額を引用するため、新たに手数料の金額を設定するものではありません。

【参考】建築物エネルギー消費性能の簡易な評価方法

(1) モデル住宅法（戸建住宅）

国が定める固定値を用いて、断熱材や窓の仕様、空調設備の種類等の簡易な情報のみで省エネ性能の評価を行う方法

(2) フロア入力法（共同住宅）

従来の住戸ごとに評価を行う方法ではなく、フロア（階）ごとに省エネ性能の評価を行う方法

(3) 共用部除き（共同住宅）

共同住宅の省エネ性能の評価において、廊下等の共用部分を計算しない方法

- 2 別表消防の区分中、高圧ガス保安法施行令第 18 条第 2 項第 3 号の規定に基づく高圧ガス保安法第 44 条第 1 項に規定する容器検査又は同令第 18 条第 2 項第 4 号の規定に基づく同法第 49 条第 1 項に規定する容器再検査の申請に係る項目に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」を追加するものです。

改正前	改正後
繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（アに規定する容器を除く。）	繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は <u>圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> （アに規定する容器を除く。）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行するものです。ただし、改正内容 2 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 改正内容 1 の規定による改正後の浜松市手数料条例別表土木・建築の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例によるものです。

(第 17 号議案の説明資料)

創造都市・文化振興課

工事請負契約の一部変更について（(仮称)浜松市市民音楽ホール新築工事（機械設備工事））

(提案理由)

浜松市市民音楽ホール新築工事（機械設備工事）の工事請負契約につきましては、令和元年5月の市議会定例会において議決（第90号議案）され、令和2年11月30日までの工期で工事を進めています。

建築工事の本体鉄骨工事において、鉄骨部材の接合に使用する高力ボルトの納期長期化が確定し、建築工事の工事期間を3か月延長するため、機械設備工事の工事期間も3か月延長する必要が生じました。このため、工期延長により、請負金額を変更することから、変更契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・建設地 浜松市北区新都田三丁目地内
- ・内容 浜松市市民音楽ホール新築工事に伴う機械設備工事 一式
空気調和設備、給排水衛生設備、消火設備、昇降機設備

(変更内容)

工事変更請負契約

	契約金額
変更前	649,000,000 円
変更後	652,683,900 円
変更額	3,683,900 円

(変更理由)

関連する建築工事において、鉄骨部材の高力ボルト納期長期化に伴う工期延長を行うため、本工事も工期延長に伴う共通費の変更を行うものです。

(参考)

併せて工期の変更を行うものです。

	工事期間
変更前	令和元年6月22日から令和2年11月30日まで
変更後	令和元年6月22日から令和3年2月26日まで

(第 18 号議案の説明資料)

創造都市・文化振興課

工事請負契約の一部変更について((仮称)浜松市市民音楽ホール新築工事(舞台設備工事))

(提案理由)

浜松市市民音楽ホール新築工事(舞台設備工事)の工事請負契約につきましては、令和元年5月の市議会定例会において議決(第91号議案)され、令和2年11月30日までの工期で工事を進めています。

建築工事の本体鉄骨工事において、鉄骨部材の接合に使用する高力ボルトの納期長期化が確定し、建築工事の工事期間を3か月延長するため、舞台設備工事の工事期間も3か月延長する必要が生じました。このため、工期延長により、請負金額を変更することから、変更契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・建設地 浜松市北区新都田三丁目地内
- ・内容 浜松市市民音楽ホール新築工事に伴う舞台設備工事 一式
舞台音響設備工事、運営モニター設備工事、舞台映像設備工事、舞台照明設備工事、舞台設備工事

(変更内容)

工事変更請負契約

	契約金額
変更前	369,600,000 円
変更後	372,163,000 円
変更額	2,563,000 円

(変更理由)

関連する建築工事において、鉄骨部材の高力ボルト納期長期化に伴う工期延長を行うため、本工事も工期延長に伴う共通費の変更を行うものです。

(参考)

併せて工期の変更を行うものです。

	工事期間
変更前	令和元年6月22日から令和2年11月30日まで
変更後	令和元年6月22日から令和3年2月26日まで

(第 19 号議案の説明資料)

創造都市・文化振興課

工事請負契約の一部変更について（(仮称)浜松市市民音楽ホール新築工事（電気設備工事））

(提案理由)

浜松市市民音楽ホール新築工事（電気設備工事）の工事請負契約につきましては、令和元年 9 月の市議会定例会において議決（第 110 号議案）され、令和 2 年 11 月 30 日までの工期で工事を進めています。

建築工事の本体鉄骨工事において、鉄骨部材の接合に使用する高力ボルトの納期長期化が確定し、建築工事の工事期間を 3 か月延長するため、電気設備工事の工事期間も 3 か月延長する必要が生じました。このため、工期延長により、請負金額を変更することから、変更契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・建設地 浜松市北区新都田三丁目地内
- ・内 容 浜松市市民音楽ホール新築工事に伴う電気設備工事 一式
電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備等

(変更内容)

工事変更請負契約

	契約金額
変更前	390,500,000 円
変更後	393,921,000 円
変更額	3,421,000 円

(変更理由)

関連する建築工事において、鉄骨部材の高力ボルト納期長期化に伴う工期延長を行うため、本工事も工期延長に伴う共通費の変更を行うものです。

(参考)

併せて工期の変更を行うものです。

	工事期間
変更前	令和元年 9 月 19 日から令和 2 年 11 月 30 日まで
変更後	令和元年 9 月 19 日から令和 3 年 2 月 26 日まで

市有財産処分について（第三都田地区工場用地 1 区画）

（提案理由）

第三都田地区工場用地 1 区画について、分譲申込みのあった企業に売却するため、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年浜松市条例第 26 号）第 3 条に基づき提案するものです。

なお、1 区画は都田川山土地区画整理事業施行中であることから、仮換地指定に係る従前地により売却を行います。

所在地	財産の概要	処分予定価格	処分の相手方	備考
都田川山土地 区画整理事業 用地	54,852.74 m ²	1,601,700,008円	東京都千代田区 平河町二丁目7番9号 ナブテスコ株式会社 代表取締役 寺本 克弘	(従前地) 浜松市北区 都田町 仮換地① 7783 番 1 7783 番 2 7786 番 2 7786 番 27 仮換地② 7782 番 2 7786 番 31 7786 番 32 7786 番 33 7786 番 34 7786 番 35 7787 番 4 7788 番 6 仮換地③ 7782 番 1 7784 番 7786 番 29 7786 番 30 7786 番 36

<位置図>



<区画図>



(第 21 号議案、第 22 号議案、第 23 号議案の説明資料)

道路保全課

市道路線認定、市道路線廃止、市道路線変更について

(提案理由)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条（市町村道の意義及びその路線の認定）及び同法第 10 条（路線の廃止または変更）の規定に基づき、市道の認定・廃止・変更を行うため提案するものであります。

(提案内容)

市道路線の認定・廃止・変更

(延長単位：m)

	路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長
認 定	11	771.90	0.00	0.00	771.90
廃 止	△2	△504.04	0.00	0.00	△504.04
変 更	(2)	△132.15	0.00	0.00	△132.15
計	9	135.71	0.00	0.00	135.71

△印はマイナス分、総延長＝重用延長＋未供用延長＋実延長

令和元年度全市域市道道路状況

(延長単位：m)

	路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長
令和元年 9 月 19 日	23,655	7,744,924.98	110,303.06	83,623.63	7,550,998.29
認定・廃止・変更後	23,664	7,745,060.69	110,303.06	83,623.63	7,551,134.00

区別路線数及び実延長

(延長単位：m)

	令和元年 9 月 19 日		認定・廃止・変更後	
	路線数	実延長	路線数	実延長
中 区	3,581	883,943.57	3,590	884,657.66
東 区	2,943	817,902.75	2,944	817,770.37
西 区	4,437	1,239,865.84	4,436	1,239,563.64
南 区	2,580	771,768.23	2,580	771,768.23
北 区	4,515	1,747,336.41	4,515	1,747,192.61
浜北区	3,269	854,621.15	3,269	854,621.15
天竜区	2,477	1,235,560.34	2,477	1,235,560.34

(第 41 号議案の説明資料)

文書行政課

浜松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正
について

(提案理由)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

法律の名称が改正されたため、条例の名称及び第 1 条中の法律の引用箇所の改正を行うものです。

改正前	改正後
浜松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

(第 42 号議案の説明資料)

スポーツ振興課

浜松市運動広場条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市春野犬居スポーツ広場及び浜松市春野熊切スポーツ広場について、施設を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

	概 要
(1)名 称	浜松市春野犬居スポーツ広場
(2)所 在 地	浜松市天竜区春野町堀之内 997 番地の 1
(3)供 用 開 始	平成 17 年 4 月
(4)土地の状況	市有地 8,808 m ²
(5)今後の方針	廃止(管理主体変更し、春野地区自治会連合会犬居分会へ無償貸付する予定)

	概 要
(1)名 称	浜松市春野熊切スポーツ広場
(2)所 在 地	浜松市天竜区春野町石打松下 223 番地の 1
(3)供 用 開 始	平成 17 年 4 月
(4)土地の状況	市有地 5,834 m ²
(5)今後の方針	廃止(普通財産として管理)

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

(位置図)

1 浜松市春野犬居スポーツ広場



2 浜松市春野熊切スポーツ広場



(第 43 号議案の説明資料)

人事課

浜松市職員定数条例の一部改正について

(提案理由)

業務の見直し等に伴い、令和 2 年度における一般職の職員定数を変更するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

第 3 条の定数を 9, 1 3 8 人 (旧県費負担教職員移譲分 4, 0 1 8 人を含む) に改めるものです。

部 局	令和元年度	令和 2 年度	増 減
議会事務局	2 1 人	2 1 人	—
市長事務局	3, 3 0 9	3, 2 6 2	△ 4 7
上下水道部	2 5 2	2 5 0	△ 2
選管事務局	5	5	—
監査事務局	1 3	1 3	—
教育委員会	事務部局の職員及び 学校以外の教育機関 の職員 1 6 8	事務部局の職員及び 学校以外の教育機関 の職員 1 6 7	7 2
	学校の職員 4, 4 2 5	学校の職員 4, 4 9 8	
	(6 6 0)	(6 4 7)	
消 防	8 8 9	8 8 9	—
農業委員会事務局	2 3	2 3	—
人事委員会事務局	1 0	1 0	—
計	9, 1 1 5 (5, 1 8 2)	9, 1 3 8 (5, 1 2 0)	2 3 (△ 6 2)

※ 一般職の職員…臨時又は非常勤の職員(臨時的に任用された職員のうち別に定めるものを除く。)を除く。

※ 括弧は旧県費負担教職員移譲分を除いた定数及び増減

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

<増員内訳>

① 新規事業・臨時業務への対応 +108 (旧県費負担教職員移譲分を含む)

政策調整業務の充実【秘書課】+2 (措置済)
ブラジルホストタウン推進業務の充実【スポーツ振興課】+1
依存症・ひきこもり対策業務の強化【精神保健福祉センター】+1
幼児教育・保育無償化対応業務の強化【幼児教育・保育課】+4
児童福祉法改正に伴う児童福祉士の配置【児童相談所】+1
予防・健康都市コンソーシアム推進事業【健康増進課】+1
新清掃工場建築・設計業務の強化【廃棄物処理課】+1
農地中間管理事業推進業務の充実【農地利用課】+1
新野球場・ビーチマリンスポーツ施設関連事業の充実【公園課】+1
三遠南信自動車道整備業務の強化【道路企画課】+1
河川法改正に伴う河川点検業務の強化【南土木整備事務所】+1
三遠南信自動車道整備業務の強化【天竜土木整備事務所】+1
河川法改正に伴う河川点検業務の強化【河川課】+1
基幹管路耐震化業務の強化【水道工事課】+1
管路整備業務の強化【下水道工事課】+1
新清掃工場建築に伴う水道整備業務の強化【天竜上下水道課】+1
新たな任用制度への対応【教職員課】+2
学校給食費公会計化業務【健康安全課】+1
発達支援学級の増等に伴う調整【小中学校】+85

② 組織改正に伴う増 +21

保育所入所等業務の集約化【幼児教育・保育課】+10
ワーク・ライフ・バランス推進事業の移管【産業総務課】+1
リノベーション推進事業の移管【産業振興課】+3
デジタル・スマートシティ推進事業本部の設置【デジタル・スマートシティ推進事業本部】+6
モビリティ推進事業の移管【デジタル・スマートシティ推進事業本部】+1

<減員内訳>

① 事業終了・業務の見直し等 △36

企画調整業務の見直し【企画課】△2 (措置済)
情報化推進業務の見直し【情報政策課】△1
政策調整業務の見直し【秘書課】△1
東京都研修派遣の終了【人事課】△1

資産管理業務の見直し【アセットマネジメント推進課】△1
ラグビーW杯2019事業の終了【スポーツ振興課】△1
学校管理運営業務の見直し【看護専門学校】△1（措置済）
病院看護業務の見直し【佐久間病院】△1（措置済）
保育園業務の見直し【幼児教育・保育課】△2
衛生工場運営業務の見直し【廃棄物処理課】△1
デロイトトーマツベンチャーサポート派遣の終了【産業振興課】△1
新・産業集積エリア開発事業の縮小【企業立地推進課】△1
都市計画策定業務の見直し【都市計画課】△2
公共交通事業統括業務の縮小【交通政策課】△1
土地区画整理業務の見直し【市街地整備課】△4（△1措置済）
道路工事見積発注業務の見直し【建築行政課】△1
緑の基本計画策定業務の終了【緑政課】△1
阿蔵山土砂搬出業務の終了【道路企画課】△2
給排水設備関係業務等の見直し【お客さまサービス課】△1
庶務・予算業務の見直し【水道工事課】△1
会計業務の見直し【天竜上下水道課】△1
届出受付業務の見直し【天竜上下水道課】△1
第3次浜松市教育総合計画基本計画策定業務の終了【教育総務課】△1
庶務担当業務の見直し【指導課】△1
給食調理業務の見直し【幼稚園】△1（措置済）
市立幼稚園幼児教育業務の見直し【幼稚園】△4

② 組織改正に伴う減 △15

ワーク・ライフ・バランス推進事業の移管【UD・男女共同参画課】△1
モビリティ推進事業の移管【交通政策課】△1
リノベーション推進事業の移管【市街地整備課】△3
保育所入所等業務の集約化【各区社会福祉課】△10

③ 委託化による減 △18

城北図書館への指定管理者制度導入【中央図書館】△5
調理業務の委託化【佐久間病院】△3
水窪文化会館管理運営業務の委託化【水窪協働センター】△1
かわな野外活動センター業務の指定管理拡充【指導課】△2
学校用務業務の委託化【小中学校】△1
学校給食業務の委託化【小中学校】△6

④ 会計年度任用化・再任用化による減 △ 37

地区津波避難計画整備業務の会計年度任用化【危機管理課】△1
福利厚生業務の会計年度任用化【職員厚生課】△1
福祉施設管理運営業務の会計年度任用化【福祉総務課】△1
精神科病院監査業務の会計年度任用化【障害保健福祉課】△1
介護給付業務の会計年度任用化【介護保険課】△1
収納対策業務の会計年度任用化【国保年金課】△1
国民健康保険給付業務の会計年度任用化【国保年金課】△1
医療審査会事務局業務の会計年度任用化【精神保健福祉センター】△1
病棟看護業務の再任用化【佐久間病院】△1
業務効率化による再任用化【環境保全課】△1
収集運転業務の再任用化【天竜環境事業所】△2
農地データ集積業務等の会計年度任用化【農地利用課】△1
と畜場・市場管理業務の再任用化【食肉地方卸売市場】△1
屋外広告物許可業務の再任用化【土地政策課】△1
市営住宅使用料収納業務の会計年度任用化【住宅課】△2
河川維持管理業務の会計年度任用化【河川課】△1
河川維持管理業務の会計年度任用化【南土木整備事務所】△1
審査業務の会計年度任用化【会計課】△1
住民基本台帳業務の会計年度任用化【中区区民生活課】△1
市民サービスセンター窓口業務の会計年度任用化【中区区民生活課】△1
窓口受付業務等の会計年度任用化【東区区民生活課】△1
国保年金関係業務の会計年度任用化【東区長寿保険課】△1
総務調整業務の会計年度任用化【西区区振興課】△1
障害保健福祉業務の会計年度任用化【西区社会福祉課】△1
成人保健業務の再任用化【西区健康づくり課】△1
財産管理・貸付業務の会計年度任用化【南区区振興課】△1
障害保健福祉業務の会計年度任用化【南区社会福祉課】△1
高齢者福祉業務の会計年度任用化【南区長寿保険課】△1
障害者手帳発行業務の会計年度任用化【北区社会福祉課】△1
地域保健業務の会計年度任用化【北区健康づくり課】△1
管理栄養業務の会計年度任用化【北区健康づくり課】△1
文書管理業務の会計年度任用化【浜北区区振興課】△1
証明・旅券発行業務の会計年度任用化【浜北区区民生活課】△1
介護保険業務の会計年度任用化【浜北区長寿保険課】△1
中部浄化センター維持管理業務の再任用化【下水道施設課】△1

浜松市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）により創設された会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

現行の規定では、新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の職員の面前において、宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならないこととなっておりますが、会計年度任用職員については、署名をした宣誓書の提出をもって代えるなど、別段の定めをするものです。

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 45 号議案の説明資料)

教育総務課

浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部改正
について

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）に基づき、令和 2 年度から学校運営協議会の設置を開始することに伴い、附属機関の委員として、新たに学校運営協議会の委員の報酬を定めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 報酬の設定（第 2 条）

学校運営協議会の委員 日額 2,000 円

2 その他

報酬額の規定に伴う号ずれの対応等、所要の整備を行うものです

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
改正について

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行によって創設された会計年度任用職員のうち、給料の支給を受ける会計年度任用職員に係る補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の規定の例によることとするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

公務災害補償等の対象となる給料の支給を受ける会計年度任用職員について、当該職員の区分及びその補償基礎額を常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の規定の例によることを追加するほか、所要の整備をするものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用するものです。

(第 47 号議案の説明資料)

福祉総務課

浜松市社会福祉法施行条例の一部改正について

(提案理由)

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

法第 68 条の 5 第 1 項の規定により条例で定める無料低額宿泊所（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第 34 号）第 1 条に規定する無料低額宿泊所をいう。）の基準は、同令に定める基準とするものです。

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市重度心身障害児扶養手当に関する条例の一部改正について

(提案理由)

重度心身障害児を扶養している父母等へ支給する重度心身障害児扶養手当の一部を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

国手当の「特別児童扶養手当」1級対象者が所得制限により支給停止となった場合に支給する「重度心身障害児扶養手当」を段階的に廃止するものです。

なお、「特別児童扶養手当」1級受給者に支給する月額 5,000 円の手当は存続するものです。

項目	対象者	改正前	改正後	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
廃止	所得制限により支給停止となった人（所得制限額に 1.5 を乗じて得た額以下の人）	特別児童扶養手当 1 級支給額（※1）の <u>2 分の 1</u> に相当する額	特別児童扶養手当 1 級支給額（※1）の <u>4 分の 1</u> に相当する額	廃止
	所得制限により支給停止となった人（所得制限額に 1.5 を乗じて得た額を超える人）	特別児童扶養手当 1 級支給額（※1）の <u>4 分の 1</u> に相当する額	特別児童扶養手当 1 級支給額（※1）の <u>8 分の 1</u> に相当する額	廃止
存続	特別児童扶養手当 1 級受給者	5,000 円/月	5,000 円/月	5,000 円/月

※1 特別児童扶養手当 1 級 支給月額 52,200 円（令和元年度実績）

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 改正後の新条例の規定は、令和 2 年 4 月分の重度心身障害児扶養手当から適用し、同年 3 月分までの重度心身障害児扶養手当については、なお従前の例によるものです。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 2 年 4 月分から令和 3 年 3 月分までの重度心身障害児扶養手当については、新条例第 4 条及び第 7 条第 1 項の規定は適用せず、改正前の条例第 4 条の規定はなおその効力を有するものです。この場合において、同条第 1 号中「2 分の 1」とあるのは「4 分の 1」と、同条第 2 号中「4 分の 1」とあるのは「8 分の 1」とするものです。

(参考)

特別児童扶養手当は、身体、知的若しくは精神に重度（１級）又は中度（２級）の障がいのある児童を扶養する父母等に国から支給される手当です。

浜松市児童福祉法施行条例の一部改正について

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）における放課後児童支援員の資格要件について、経過措置期間が令和 2 年 3 月 31 日をもって終了することに伴い、新たな資格要件を規定するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

経過措置期間中と同様、放課後児童支援員の資格要件に必要な「研修を修了したもの」について、「放課後児童支援員として配置される日の属する年度の翌々年度の末日までに修了することを予定している者」を含めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市介護保険条例等の一部改正について

(提案理由)

厚生労働省からの事務連絡（令和元年 9 月 12 日付）等に伴い、大規模災害により被災した世帯（被保険者）の保険料等について納期の延長等を規定するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 改正条例

- (1) 浜松市介護保険条例（平成 12 年浜松市条例第 54 号）
- (2) 浜松市国民健康保険条例（昭和 34 年浜松市条例第 25 号）
- (3) 浜松市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年浜松市条例第 36 号）

2 内容

大規模災害その他やむを得ない理由により、条例で定める行為について、被災者が定められた期限までにその行為をすることができないと認められる場合に、期限等を延長できる規定を追加するものです。

(1) 条例に定める行為

- ・ 申出、申告（浜松市介護保険条例のみ該当）
- ・ 保険料の納付

(2) 期限を延長する方法等

- ・ 公示（地域、期日その他必要な事項）
- ・ 通知（延長期間）

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号）の一部改正に伴い、支給決定の迅速化の観点から災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する審議会を置くため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 償還金の支払猶予等（第 14 条）

法律及び政令の規定の引用条項を整理するものです。

2 災害弔慰金等支給審査委員会の設置等（第 15 条～第 18 条）

大規模災害における災害関連死等に対する支援策として、支給決定の迅速化の観点から、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関して調査審議するために、災害弔慰金等支給審査委員会の設置及び組織等を追加するものです。

- ・名 称 浜松市災害弔慰金等支給審査委員会
- ・委 員 7 人以内（医師、弁護士、学識経験を有する者）
- ・任 期 3 年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

日本神経学会の標榜診療科名称の変更決定に伴い、診療科目名称を変更するほか、地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号。以下「法」という。）の施行に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 診療科目名称の変更（第 3 条第 2 項）

診療科目名称を「神経内科」から「脳神経内科」に改めるものです。

2 引用条項の整理（第 7 条）

法の施行により生じる引用条項のずれを改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市天竜休日救急診療所条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市天竜休日救急診療所が所在する浜松市天竜保健福祉センターの大規模改修工事に伴い、同診療所を一時的に天竜区の区役所内に移転するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

浜松市天竜保健福祉センターの大規模改修工事に伴い、同診療所の位置を一時的に天竜区の区役所内に移転するものです。

改正前	改正後
附 則 3 (略)	附 則 3 (略) 4 <u>令和 2 年 7 月 1 日から規則で定める日までの間における第 2 条の規定の適用については、同条中「浜松市天竜区二俣町二俣 5 3 0 番地の 1 8」とあるのは、「浜松市天竜区二俣町二俣 4 8 1 番地」とする。</u>

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行するものです。

浜松市特定動物の管理に関する条例の一部改正について

(提案理由)

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、動物愛護管理員を設置するほか所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 条例名称の変更

動物愛護管理員の設置に伴い、条例の趣旨に変更が生じたため、条例名称を変更するものです。

改正前	改正後
浜松市特定動物の管理に関する条例	浜松市動物の愛護及び管理に関する条例

2 動物愛護管理員の設置（第 2 条の 2）

動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員（獣医師等）を動物愛護管理員として置くものです。

3 その他

法の引用条項を整理するなど、所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行するものです。

浜松市食品衛生法の施行に関する条例の一部改正について

(提案理由)

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）の施行に伴い、管理運営基準が条例から厚生労働省令での規定となるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

食品等事業者が遵守すべき管理運営基準について、全国平準化の観点から省令で規定されることに伴い、条例から当該規定の条項を削除するほか、所要の整備を行うものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行するものです。
- 2 ただし、改正法附則第 5 条の規定により、管理運営基準に関する規定については、施行の日から起算して 1 年間は、なお従前の例によるものです。

浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について

(提案理由)

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年6月19日法律第40号）の公布に伴い、浄化槽保守点検を業とする者の制度を設ける上で必要とされる事項のうち、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項が追加されたため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 営業所の設置等（第9条第5項）

浄化槽保守点検業者は、営業所に設置する浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修を受けさせなければならないよう改めるものです。

2 登録の申請（第3条第1項第5号）

登録の申請の際に、浄化槽保守点検業者の営業所に置かれる浄化槽管理士の研修の受講を確認するため、規則で定める事項を追加するものです。

(施行期日等)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

2 改正後の条例第3条第1項第5号の規定は、この条例の施行の日以後にされる同項の規定による申請について適用し、同日前にされた改正前の条例第3条第1項の規定による申請については、なお従前の例によるものです。

(第 57 号議案の説明資料)

観光・シティプロモーション課

浜松市舞阪駐車場条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市渚園駐車場について、車両入場時における近接道路の渋滞発生を抑制し、利用者の利便性の向上を図るため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

浜松市渚園駐車場の利用料金の納付時期について、「入場させる際」から「出場させる際」に改めるものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 改正後の第 1 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に入場する自動車に係る利用料金の納付について適用し、同日前に入場した自動車に係る利用料金の納付については、なお従前の例によるものです。

浜松市地方卸売市場業務条例の一部改正について

(提案理由)

卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）の改正に伴い、市の権限となる卸売の業務の許可に関する事項を定めるとともに、品質管理の規定の廃止など、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

卸売の業務の許可、卸売業者による売買取引の条件の公表等、条例での規定が必須とされる事項等を新たに規定し、HACCP（ハサップ）による衛生管理の制度化により、必要のなくなった品質管理の規定を廃止するものです。

また、法改正の内容を踏まえ、条例規定の整理及び所要の整備を行うものです。

種 別	主な内容
新規規定	卸売の業務の許可、譲渡、名義変更、取消し等 卸売業者による売買取引の条件の公表 卸売業者による差別的取り扱いの禁止
廃 止	卸売の業務に関する品質管理（食肉の品質管理の方法）

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 2 年 6 月 21 日から施行するものですが、規則への委任の規定については、公布の日から施行するものです。
- 2 浜松市食肉地方卸売市場における卸売の業務に関して、改正前の卸売市場法及び静岡県卸売市場条例の規定によりされた許可その他の処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、新条例の相当規定によりされたものとみなすほか、必要な経過措置を規定するものです。

(第 59 号議案の説明資料)

上下水道総務課

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、引用する条項にずれが生じたため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

第 6 条中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 8 項」を「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市舞阪表浜東駐車場条例の制定について

(提案理由)

ビーチ・マリンスポーツ等の海岸利用者の利便性の向上に資するため設置する駐車場について必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

(制定内容)

1 名称及び位置等 (第 2 条、第 4 条)

名 称：浜松市舞阪表浜東駐車場

位 置：浜松市西区舞阪町舞阪 2 6 6 8 番 2 4 地先

利用時間：午前零時から午後 1 2 時まで

2 駐車料金 (第 5 条)

無料とするものです。

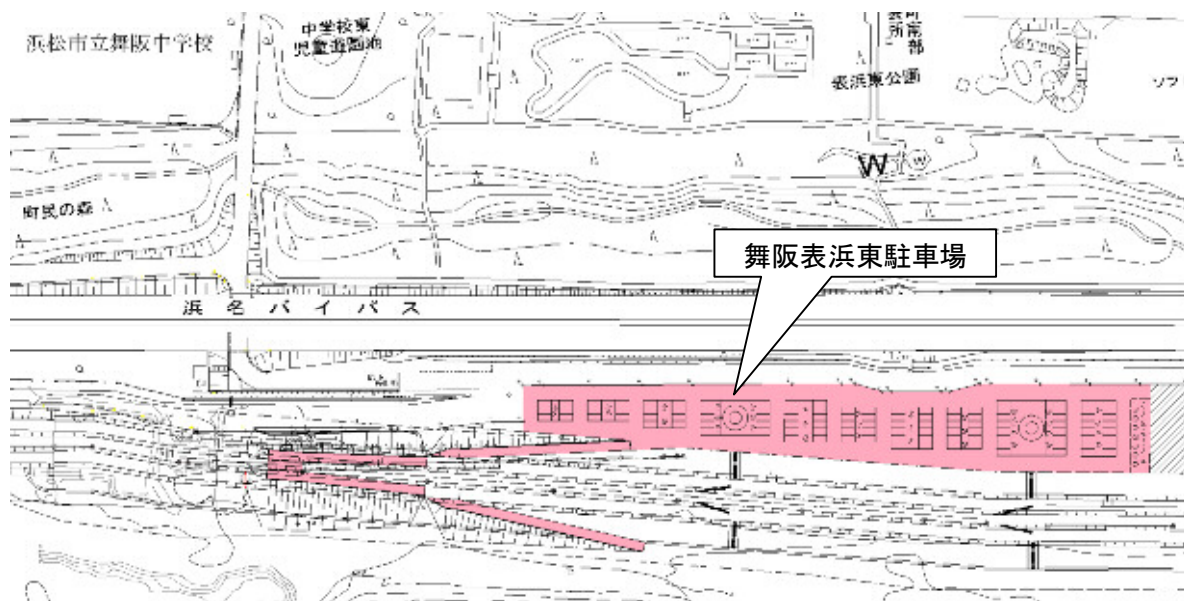
3 その他利用に関すること

利用の制限、禁止行為等を規定するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

(位置図)



※約 9 0 台駐車可能

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例の制定について

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、市長や職員、行政委員等の職務行為について、善意かつ重大な過失がない場合に、条例により賠償の限度額を定めて損害賠償責任の一部を免責することができることとされたため、条例を制定するものです。

(改正内容)

市長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

(参考)

賠償の限度額については、政令で定める基準（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条第 1 項第 1 号）とし、基準給与年額（いわゆる「年収」）に次表の区分に応じて定める乗数を乗じた金額とします。

区分	乗数
市長	6
副市長、教育長・教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員	4
人事委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長、水道事業及び下水道事業管理者	2
その他の職員	1

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議決を求めるものです。

(計画の主な内容)

1 目的

辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進することを目的に、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るために整備計画（令和 2 年度～令和 5 年度）を策定するものです。

2 整備計画

(単位：千円)

整備を行う 辺地	事業費・財源	整備を計画する 公共施設	総事業費
		林道	
寺野辺地 (北区引佐町 渋川)	事業費	45,045	45,045
	特定財源	-	-
	一般財源	45,045	45,045
	うち辺地対策事業債の予定額	45,045	45,045
石打・柴・沢丸 辺地 (天竜区熊)	事業費	31,240	31,240
	特定財源	-	-
	一般財源	31,240	31,240
	うち辺地対策事業債の予定額	31,240	31,240
合計	事業費	76,285	76,285
	特定財源	-	-
	一般財源	76,285	76,285
	うち辺地対策事業債の予定額	76,285	76,285

包括外部監査契約締結について

(提案理由)

地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を持つ外部の専門家による包括外部監査を実施するにあたり、契約の相手方及び契約金額など包括外部監査契約締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和 2 年 4 月 1 日（終期は令和 3 年 3 月 31 日）
- 3 契約金額 14,616,000 円を上限とする額
- 4 費用の算定方法及び支払方法
 - (1) 算定方法 契約に定める基本費用の額及び執務費用の額の合算
 - (2) 支払方法 契約の定めるところによる
- 5 契約の相手方
 - (1) 住 所 愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 2 番 3 号
 - (2) 氏 名 岡野 英生
 - (3) 資 格 公認会計士（日本公認会計士協会東海会 静岡県会所属）
 - (4) 所 属 事 務 所 有限責任 あずさ監査法人 浜松オフィス
 - (5) 事務所の所在地 静岡県浜松市中区砂山町 3 2 5 番地の 3 4
ニッセイ浜松駅前アネックスビル 7 F